

イギリス、リーズ市の教育における機会均等方針 (Equal Opportunities Policy)について

坂西中学校 中池 さな恵

はじめに

1995年秋から約1年間、私はイギリスのヨーク大学大学院で主に多文化教育についての研究を行った。調査対象の地域として、市の中心部にエスニックマイノリティの人口の多いリーズ市を選んだ。リーズ市は大工業都市で、リーズ市の行政管轄区の人口は約70万人、そのうちエスニックマイノリティの人口は約4万人である。こうした人口構成からも、リーズ市は比較的多文化教育に力を入れているということなので、調査対象地域として適していると考えた。調査はエスニックマイノリティの割合が3%以下、28%、54%、80%の公立の中、高等学校で行われ、各校4名の教師〔多文化教育担当、歴史、地理、PSE (Personal and Social Education)〕からの計16名のインタビューと、各校25名の生徒からの計100名のアンケートがデータとして収集された。歴史、地理、PSEの授業も参観し、データ分析の際に参考にした。私の論文のアプローチとしてはリーズ市の多文化教育の方針がどのように学校の方針に反映し、それがまたどのように教師の多文化理解に反映し、最終的に生徒の多文化理解はどうなっているかというものであった。そのため、リーズ市と各校の多文化教育の方針に関する書類を入手し、分析した。リーズ市の多文化教育の方針は独立したものではなく、機会均等方針の中の反人種差別主義者教育の一部であった。リーズ市の学校はリーズ市の教育における機会均等方針を受け、各学校で独自の機会均等方針を持つことになっていた。本論説ではリーズ市の教育における機会均等方針について紹介し、その内容と意義を検討してみたいと思う。

1. リーズ市の教育における機会均等方針の概要

(1) 構成

リーズ市の教育における機会均等方針の構成は次の通りである。

機会均等方針

序章 (Introduction)

1. リーズ教育局の意図 (Leeds LEA Statement of Intent)⁽²⁾
2. リーズ教育局の挑戦的役割 (The Challenging Role of the LEA)
3. 包括的方針 (A Comprehensive Policy)

機会均等方針-法的枠組み (Equal Opportunities-The Legal Framework)

1. 教育における障害と法 (Disability in Education and the Law)
2. 教育における性差別と法 (Sex Discrimination in Education and the Law)
3. 教育における人種差別と法 (Racial Discrimination in Education and the Law)

機会均等と1988年教育改革法 (Equal Opportunities and the 1988 Education Reform Act)

1. 学校とナショナルカリキュラム (Schools and the National Curriculum)
2. カレッジへの影響 (The Effect on Colleges)
3. 成人への準備 (Provision for Adults)
4. なぜ我々にとって機会均等方針が必要なのか (Why We Need an Equal Opportunities Policy)

障害に対してのリーズ教育局の方針 (Leeds LEA Policy on Disability)

1. 障害とは何か (What is Disability ?)
2. 我々が成してきたこと (What We Have Done)
3. 今後の展望 (The Way Forward)

反性差別主義者教育に対してのリーズ教育局の方針 (Leeds LEA Policy on Anti-Sexist Education)

1. 性差別とは何か (What is Sexism ?)
2. 我々が成してきたこと (What We Have Done)
3. 今後の展望 (The Way Forward)

反人種差別主義者教育に対してのリーズ教育局の方針 (Leeds LEA Policy on Anti-Racist Education)

1. 人種差別とは何か (What is Anti-Racism ?)
2. 我々が成してきたこと (What We Have Done)
3. 今後の展望 (The Way Forward)

リーズ教育局の方針—— 一般的目標 (Leeds LEA Policy-General Aims)

用語説明—— 付録1 (A Note on Terminology-Appendix 1)

推薦図書—— 付録2 (Appendix 2)

(2) リーズ市の教育における機会均等方針と1988年教育改革法

1988年教育改革法は、学校はナショナルカリキュラムに従って教育活動を行わなければならないと定めた。ナショナルカリキュラムとは、日本でいえば学習指導要領にあたるだろうか。1988年教育改革法が施行される前まではイギリス全国で統一された基準はなく、各学校ごとに教育活動が展開されていたようである。このナショナルカリキュラムにより、学校での教育活動全体を通して男女の機会均等、多文化教育、特別な教育の必要性などを取り扱うことになっている。リーズ市教育局は、ナショナルカリキュラムにジェンダー⁽³⁾（性差）や多文化の問題を組み込むにあたり、歴史問題調査委員会の見解がどのようなものであったかを次のように紹介している。

「イギリスは常にあれやこれやで多文化社会であった。．．．歴史の多文化教育への最も大きな貢献はイギリスの中の文化の多様性に関する知識を伝えたことである。」

「男女両方が歴史的出来事に関与していることを考慮し、女性史に対する単なるしるしだけのリップサービスを避けることは有用である。．．．女性は社会史の一部としてだけでなく、関連してしばしば男性と同じようにスポットがあてられるべきである。」

「生徒は進歩的な道理に適った議論を展開できるようになるべきである。見解の幅を考慮することは、共感し、それゆえ人種的、また違った形での偏見やステレオタイプの考えと闘うことに役立つ。」

一方、障害のある子供の教育に関しても、ナショナルカリキュラムが特別な教育を必要とする生徒も含め、全ての生徒に恩恵をもたらすよう意図されていることから、カリキュラムを通して実行していくと述べている。また、すべての子供たちとともに障害者の機会均等と呼び掛けることにさらに注意を払うことができるだろうとも述べている。このように、リーズ市の教育における機会均等方針は、障害に対する教育、反性差別主義者教育、反人種差別主義者教育の3本の柱からなっており、ナショナルカリキュラムの趣旨に従って、実行していくとうたっている。

(3) 障害に対してのリーズ教育局の方針

障害というものについて次のように定義している。

「身体的、知覚的、あるいは学習困難も含め、障害とは医学的状态というより、社会的状態である。」 続い

て、「人は各々、知覚障害、学習困難も含め、体のどこかに損傷を持っているかもしれない。しかし、そうした損傷は社会によって障害と見なされ、二級の教育、暗い雇用見通し、低賃金など悲観的状况が仮定される。」と述べ、リーズ教育局の見解を次のようにはっきりさせている。「我々はそれゆえ、障害は社会的であり、損傷を持つ人々に対する社会の反応の結果であると信じる。教育は障害者が差別されないよう、こうした状況を変えていくために重要な役割を担っている。」

次に、長い間、障害者を障害者専用の学校に隔離してきたことによる弊害について述べ、できるだけ、一般の生徒と同じ学校で学ぶことを薦めている。一緒に学ぶことによって、障害者に対する理解が深まり、差別や偏見が減少し、障害者も一般校で他の生徒と同じ質の高い教育を受けられるとしている。

障害者教育に対してのリーズ教育局の方針は障害者が普通校で一般の生徒とともに学ぶことである。そのための施設の充実、障害者のための高等教育はリーズ教育局の意図するところである。個人を尊重するという個人主義の考えからきているのか、リーズ教育局の教育姿勢は次の言葉に代表される。「全ての生徒は各々の違い、能力を認められ、尊重されるべきである。従って、それぞれが違ったように取り扱われるべきであるが、損傷を自動的に欠点と決めつけるべきではない。」

(4) 反性差別主義者教育に対してのリーズ教育局の方針

性差別主義が結果的に個人だけでなく、社会に対しても弊害をもたらすことについて次のように述べている。「性差別主義は両性にとって有害である。女の子、男の子両方ともステレオタイプ化された役割や行動パターンを強いられることによって傷つけられる。子供も大人も、男性も女性もその人の能力を十分生かしきれないときはいつも我々の社会は才能の消耗を通してひどく損をしている。」性差別主義の一番の犠牲者は女性であることを「一般的に、女性と女の子は男性上位主義の考えが根底にある性差別主義によって最も不利益を被っている。伝統的な女性の仕事は社会的地位が低く見なされがちで、伝統的な男性の仕事と比べ、社会によって低い価値のものとされていた。」とはっきりさせている。

続いて、性のステレオタイプ化と性差別主義との関係について説明している。「性のステレオタイプ化の過程は男の子と女の子、女性と男性にある伝統的な性の役割を確認するよう促す。」「性差別主義者の態度と実行はこれらの伝統的な男女の役割を補強する。性差別主義のいきすぎたかたちは今や広く受け入れられていないが、ステレオタイプ化することは教育のシステムを通して、両親や他の保護者の態度によって、社会の他の影響によってしばしば無意識的に意図的でなく永続化される。性のステレオタイプ化は子供が生まれた瞬間から始まることを覚えておかなければならない。」

次に、教育における性のステレオタイプ化の影響について次のような見解を示している。「学校、カレッジ、⁽⁴⁾他の教育機関は組織を通してだけでなく、カリキュラムを通して性差別主義者の価値観、信条、態度を伝え、結果的に子供や大人が彼ら自身や彼らの将来についてのイメージを形作る。最近の調査で性のステレオタイプ化の影響が保育学校の子供に確認された。」「性のステレオタイプ化は重要でないように見えるかも知れないが、蓄積された影響は選択の制限や可能性と達成の制限を導く。性差別に関する法が施行されてから15年経つにもかかわらず、多くの女子や男子が彼らの能力というより性によって広く決定された可能性や技術とともに学校を終えていく。」「結果は高い地位や決定権のある社会層を持つ職業の多くに女性の場所はなかった。同時に伝統的に子供の養育のような、女性のもつと見なされた仕事は十分な敬意が払われなかった。」「リサーチは、これらのステレオタイプ化された態度と実行に挑戦するかわりに、保育学校、学校、カレッジや他の教育機関がステレオタイプ化された態度と実行を補強しがちであると示す。これは公式に、めったに意図的に行われないが、隠されたカリキュラム⁽⁵⁾(hidden curriculum)を通して広く無意識的に起こる。性の役割の期待、女性と男性の重要性についての価値観、性の違いによる技術は学校やカレッジでの毎日の経験

を通して学ばれる。」つまり、リーズ教育局は反性差別主義者教育を進めていく上で最も重要なことは、性のステレオタイプ化をやめ、個人の特性、能力を尊重した教育の実践であると考えている。

リーズ教育局が今まで成してきた主なことは次のようなことである。・スタッフのセクシャルハラスメントのケースのための手続、実行規定・全ての小学校にジェンダー（性差）問題のサポート教師の配置と方針作成の要請・小、中、高等学校にジェンダー（性差）問題についてのアドバイザーとその方針と先導をコーディネートするための専門委員の任命・さまざまなグループ、階層の女性の必要性に合った支援

リーズ教育局の反性差別主義者教育に対する方針の趣旨は性に対するステレオタイプの見方は避け、教育機関は性差別主義と闘う積極的な役割を担うということである。具体的な方策として次のようなことを挙げている。・女性が働きやすい条件作りと女性の昇進の促進・黒人女性や高齢の女性に対する多重の形での差別解消のための特別な方針の作成など

(5) 反人種差別主義教育に対してのリーズ教育局の方針

イギリスにおける人種差別主義は「エスニックマイノリティコミュニティに対する、大多数である白人コミュニティによる差別を張りめぐらした仕組み、すなわち、不平等な関係、権力構造、否定的信念や態度である。」とし、「その結果、エスニックマイノリティの人々はより条件の悪い仕事、教育、健康、住宅、生活状態で、政治的、経済的決定に与える彼らの影響力は少ない。人種差別主義が植民地主義、新植民地主義の長い歴史に起因し、社会のあらゆる場面で具現化されている。」と説明している。続いて、人種差別主義の弊害について、「エスニックマイノリティの能力、アイデンティティ、社会や歴史の歪んだ見方を与えることによって、人種差別主義は加害者と被害者の両方にダメージを与え、人間性を奪う。」と述べている。また、マスメディアなどが人種差別主義を助長していると次のように指摘している。「メディア、カリキュラム、本や資料はしばしばエスニックマイノリティの人々に対する否定的でステレオタイプ化されたイメージを伝えており、その影響は大きい。」

人種差別主義の教育に与える影響について、エスニックマイノリティの学習者の低い達成度を挙げ、次のように説明している。「エスニックマイノリティの学習者の低い達成度の主な要因は生徒の社会経済的位置、人種差別主義、教育過程がある。教育は全ての子供にとって、神話やステレオタイプに挑戦し、前向きな学習環境をつくることによって、人種差別主義から解放された社会の発展に重大な積極的役割をもつ。」

次に反人種差別主義教育と多文化教育の関係についてスワンレポート⁽⁶⁾やジェームス・リンチ⁽⁷⁾を引用して説明している。反人種差別主義教育と多文化教育の目的は、・社会の文化構成の上での理解や正確で最新の情報を提供すること・間違っただ情報や偏見をただすこと・人種差別主義に立ち向かう学校の方針を生徒や職員に理解させ、実行させること・生徒や職員に自分自身のアイデンティティや文化に自信がもてるようにすること・神話や否定的なステレオタイプに立ち向かうための知的技能を与えること などである。

リーズ教育局が今まで成してきたこととして次のようなことを挙げている。・教育機関において反人種差別主義者の方針と人種差別ハラスメントのためのガイドラインの採用・小学校へのバイリンガルと文化サポートアシスタントの配置を含むエスニックマイノリティの生徒のための教育を支援するセクション11⁽⁸⁾の活用・エスニックマイノリティの家庭と学校の結びつきを深めるために、家庭と学校の連絡職員を任命すること、多文化資料センターの設立と人種差別主義と闘うためのアドバイザーと職員任命。

今後の指針として、反人種差別主義教育と多文化教育の推進とエスニックマイノリティの生徒の低い学習達成度の問題についての真剣な取り組みという2つの目標を掲げている。主な具体策として、・学校や高等教育機関で積極的な態度での反人種差別主義への取り組み・カリキュラムの上でその方針の扱い・良い実践の促進・教育機関で人種差別主義者の行動と闘うためのガイドライン（Guidelines on Combating Racist

Behaviour) が広く、促進され、理解されているか確認していくこと・カリキュラムの全ての領域に渡って反人種差別主義と多文化教育の内容が含まれているか確認すること・エスニックマイノリティの職員の雇用と昇進の奨励・反人種差別主義教育のあらゆる面で地元の人々、グループ、両親、理事たちに定期的に相談することなどを挙げている。

2. リーズ市の教育における機会均等方針の意義

(1) リーズ市の対応

リーズ教育局は教育における機会均等方針に関する資料セット(The Equal Opportunities Information Pack)を誰にでも3ポンド(約600円)で提供している。この3ポンドというのは紙代と郵送料に当てられるそう。リーズ市が実際に、障害に対する教育、反性差別主義者教育、反人種差別主義者教育にどのように取り組んでいるか具体的に記述された資料で、この資料からリーズ市の教育における機会均等方針が単なる建前だけのものではないことがわかる。それぞれの資料に、さらに詳しい情報が必要な場合、どのセクションの誰とコンタクトを取ればよいか、住所、電話番号、担当者名などがきちんと掲載されており、とても親切な対応となっている。私の研究テーマが多文化教育であったため、教育における機会均等方針に関する資料セットに加え、人種差別主義者の行動と闘うためのガイドラインの資料も必要だった。この資料を取り寄せようとした時、担当ではない部署につながってしまったが、電話を受けた職員が担当部署まで資料をもらいにいってすぐに郵送してくれた。かなり多くの量にならない限り、請求した資料は無料で郵送してくれる。その対応はきわめて迅速であった。イギリス社会全体の生活リズム、事務手続関係のスピードは日本と比べ、かなりゆっくりしたものであるとの印象をもっていたので、リーズ市の対応には感心させられた。

また、リサーチのため、多文化教育に力を入れている学校の紹介をリーズ教育局に頼んだところ、すぐに、住所と電話番号を教えてくれた。イギリスでは各学校が教育局から独立して決定し、活動している部分も多いので、リサーチをやらせてくれるかどうかは学校と直接交渉しなければならない。2校にあたってみたところ、両校ともすぐに返事をくれた。1校からのものは受け入れ承諾、もう1校からのものは教育局の視察⁽⁹⁾(inspection)が入ることからの断りのものだった。正式な手続を踏めば、大学の指導教官に紹介状を書いてもらい、学校に依頼するのであるが、その時期、私の指導教官がイギリスにいなかったため、直接自分でやらなくてはならなかった。英語も流暢でない留学生がリサーチすることを、大学からの正式な紹介状もないまま、すぐに許可してくれたことは驚きであった。それも、当初はリサーチ期間、約1か月ということでお願いしたものだった。イギリスの学校は趣旨さえきちんと説明すれば、見学だけならたやすく受け入れてくれる。しかし、リサーチとなると、教師や生徒に対するインタビュー、アンケート、授業参観なども入ってきて、学校側からすれば、負担になるはずである。受け入れを承諾してくれた学校は実際は多文化教育というよりも機会均等方針に力を入れている学校だった。こうした学校の姿勢と関係あるのか、外部者受入れにとってもオープンであるという印象をもった。

リーズ市が本当に真剣に教育における機会均等方針に取り組もうとしているのであれば、推進していく上で、こうした情報の提供、迅速で、丁寧な対応は重要な点となると思われる。

(2) 障害に対する教育、反性差別主義者教育、反人種差別主義者教育の方針に共通するもの

1で紹介したように、リーズ市の教育における機会均等方針の根底に流れる考えは「個人の尊重」である。「障害者」「女性」「男性」「人種」に対するステレオタイプ化された見方、偏見が「個人の能力を生かし、社会に活用する」弊害となっているということを明らかにしている。また、こうした社会の偏った見方、枠が特に、障害者、女性、エスニックマイノリティなどの社会的弱者に大きな不利益をもたらしていると述べて

いる。教育機関は不当な差別を解消していくための担い手として、その役割の重要性を認識し、積極的に取り組むべきだとしている。そのための職員のトレーニング、セミナーなども設けられている。

(3) 機会均等方針の意義

個人の尊重は、自分と違ったものを認め、尊重するという姿勢、具体的に言うと、他に対する思いやりの心、寛容性がないと実現できないものである。多民族社会であるイギリスにおいて、社会が個人の尊重を重視していかなければ、文化的に違った背景をもつイギリス人が、イギリス人としてのアイデンティティを共通してもち、融合して生きていくのは難しい。特にリーズ市のような大都市部では多様な人種構成になっており、ある意味では、行政主導で個人を尊重した社会の実現に努めざるを得なくなっているのかも知れない。個人を尊重した社会の実現のイニシアティブを行政機関が取るにあたり、まずは文書化された基本方針が必要となる。ただ体裁を整えるためのものであれば、具体的な方策はなく、単なる抽象的な題目になってしまう。リーズ市の教育における機会均等方針は内容的にも良く整ったものであり、評価できるものと思われる。目標は理想的なものではあるが、現状がどうかを分析し、だからどうすべきかが示されていることは実際的である。例えば、人種差別主義者の行動と闘うためのガイドライン（Guidelines on Combating Racist Behaviour）はデューフォーにより「多文化教育と反人種差別主義教育」の中で、「有名で、教育現場で実際に役に立つガイドライン」として紹介されている。⁽¹⁰⁾

私が自分のリサーチや見学で訪れた学校でインタビューした教師の中で実際にリーズ市の教育における機会均等方針を読んだことのある人は半数以下であった。しかし、各校がリーズ市の教育における機会均等方針を反映した独自の機会均等方針をもっており、教師はそれを理解していた。教師の理解度、その取り組み度、生徒の理解度はどうか、などの問題はあがるが、リーズ市の教育における機会均等方針は差別をなくし、個人を尊重する教育の推進のために大きな役割を果たしているものと思われる。

おわりに

イギリスは日本と比べ、ひどい差別が存在するからこうした、差別を解消するための方針が作られ、実行されているのではないかという意見もあるかもしれない。そういった一面があることは否定できないが、確実にいえることは、イギリスは障害者、お年寄り、女性の機会均等の面では、かなり日本より進んでいるということである。機会均等を実現していく上で、教育機関の果たす役割は大きい。しかし、教育界はどうしても保守的になりがちである。個性を育てる教育をとえながら、ステレオタイプ化した見方で生徒の可能性を、また教師同士の間で互いの可能性を狭めてしまっていることに気づかない教師がどれだけいることだろう。個人を尊重することの意味を深く考えたことのある教師がどれだけいるだろうか。子供の個性を育て、世界に通用するような日本人をつくりたいなら、個人を尊重する教育を推進していかなければならないだろう。世界的にみても労働時間が長く、日々の仕事に追われている日本の教師が個々に取り組むのは非常に難しく限界がある。やはり、行政主導できちんとした方針を作り、トップダウン方式でやらないと不可能かもしれない。こうした方針を作成するに際して、担当者はかなり勉強してその作成に携わる必要がある。基本方針がしっかりしたものでないと、効果的な具体策が作れないからである。イギリスと日本では社会的状況が違い、イギリスの真似をすることがよいことだとは思わないが、リーズ市の教育における機会均等方針に関してはかなり学ぶところがあるように思う。日本の教育が国際理解を推進していくつもりなら、まず、差別による弊害について、個人を尊重する教育の必要性について教師に認識させることから始めてはどうだろうか。

- (1) 少数民族のこと。
- (2) Local Education Authority 略 地方教育局のこと。
- (3) Gender とは性のこと。特に社会的な役割の違いに重点を置いたもの。
- (4) ここでいうカレッジとは日本でいう単科大学のことだけでなく、16歳以上の生徒が大学に入るための準備をする学校のこと。
- (5) 時間割以外で学ぶある種のこと。
- (6) 正式なタイトルは「すべての子どものための教育」(Education for All) マイケル・スワン卿が委員長となり、1985年に公表された報告書。全文807ページ。イギリスの多文化教育の典拠となるとの評価を得、イギリスの教育行政全般に影響を与えることになった。
- (7) James Lynch イギリスの多文化教育の分野で活躍している研究者。
- (8) 1966年に施行された地方政府法(Local Government Act)の一節。移民人たちの英語力向上のために地方教育局に資金援助するというもの。
- (9) 地方教育局の視察官による公立学校視察。長期に渡り、詳しく視察を行い、結果を公表。そのため、視察が入ると学校側は非常に大変で教師の疲労度はかなりのものだという。
- (10) Barry Dufour イギリスの多文化教育の分野で活躍している研究者。Barry Dufour (1990) The New Social Curriculum. A guide to cross-curricular issues 中の論文にて紹介している。

この論説の機会均等方針の内容はLeeds City Council Department of Education Equal Opportunities Policy による。語句説明については、Denis Lawton and Peter Gordon (1996) Dictionary of Education による。